

消費者を守る クーリング・オフ



実際に使える
ハガキ付き

◆困ったときは、最寄の消費生活センターに相談しましょう。

福岡県消費生活センター 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

TEL 092-632-0999

(相談時間)月～金 9:00～16:30 日曜 10:00～16:00(電話相談のみ)※土曜・祝日はお休みです。

消費者ホットライン

★お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

い や や!
(局番なし) **TEL 188** 泣き寝入り!

※ナビダイヤルです。通話料金が発生します。(相談は無料です。)

クーリング・オフできる取引と期間（特定商取引法関係）

クーリング・オフとは、契約してしまっても、一定期間内であれば違約金などを払わずに消費者が一方的に契約を解除できる制度です。

	販売方法	クーリング・オフ期間
訪問販売	家庭訪販等の営業所以外でした契約、キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法	8日
電話勧誘販売	業者の電話勧誘によって申込をした契約	8日
連鎖販売取引（マルチ商法）	他の人を販売組織に加入させると利益が得られると誘って、商品等を購入させる契約（店舗での契約を含む。）	20日
特定継続的役務提供	契約金額が5万円を超え、かつ一定の期間を超える語学教室、エステ、美容医療、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの契約（店舗での契約を含む。）	8日
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	提供される仕事で収入を得るためにした商品購入等の契約（店舗での契約を含む。）	20日
訪問購入	店舗・営業所以外の場所で、事業者が消費者から買い取る契約（自動車、家庭用電気機械器具、家具、書籍、有価証券、CD等を除く。）クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引渡しを拒むことができる	8日

【 注 意 】

- 1 クーリング・オフ期間の日数は、契約書を受領した日を含みます。
- 2 上記のほかにも、個別法に基づくもの、事業者が自主的に設けているものがあります。

【クーリング・オフができない場合】

- 1 通信販売や店舗での商品購入
- 2 事業者同士の取引
- 3 代金3,000円未満の現金取引
- 4 消費したらクーリング・オフできないと、法定書面に記されている政令指定消耗品を消費した場合

宛先：XXXXXX

件名：クーリング・オフ

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○〇〇〇〇〇

契約金額 ○〇〇〇〇円

販売会社 ○〇株式会社 ○〇営業所

担当者 ○〇〇〇氏

支払った代金○〇〇〇〇円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日

住所 福岡県○市○町○一○

氏名 ○〇〇〇

2022年6月より、電子メールや事業者の設けたウェブサイト、FAXなどでもクーリング・オフの通知を行うことができるようになりました。
通知後、送信済みのメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを必ず保存しておきましょう。

販売店用

支払済の金額がある場合の書き方です。

契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年 ○月 ○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○円

販売会社 ○○株式会社○○営業所

担当者 ○○氏

なお、支払済の○○○円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

○年 ○月 ○日

住所 ○○県○○市○○町○○-○○

氏名 ○○○○

契約金額は、
消費税や分割手数料
(分割払いの場合)を
含む、総額を記入
します。

本店、支店
又は営業所名
まで記入
します。

契約書面を見て、
もれがないように
書きましょう。

まだ全く支払を
していないときは、
「支払済の○○円を
速やかに返金し、」
を横線で消して
ください。

クレジット会社用 (クレジット契約を 結んでいる場合のみ)

クレジット契約を
した場合は、販売会社
あての通知と同じ
内容のハガキをクレジット
会社にも出します。

- はがきは、表・裏両面をコピーし、保管します。
- 簡易書留や特定記録郵便など、発信の記録が残る方法で送ります。
- クレジット契約をしている場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額 円

販売会社

担当者

なお、支払済の 円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

年 月 日

住所

氏名

契約解除通知

次の契約を解除します。

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額 円

販売会社

担当者

クレジット会社

年 月 日

住所

氏名

切手を貼る



簡易書留

契約書で、販売会社の住所・会社名・代表者職名・代表者氏名を確認して、書きましょう。



販売店用



クーリング・オフできなくても業者と交渉できる場合があります。あきらめずに相談しましょう。

切手を貼る



簡易書留

契約書で、クレジット会社の住所・会社名・代表者職名・代表者氏名を確認して、書きましょう。



クレジット会社用
(クレジット契約を
結ぶ場合のみ)

